

# 悪質な「訪問買い取り(押し買い)」被害にご注意を!

自宅に押し掛けた業者が、貴金属などを強引に安値で買い取る「押し買い」のトラブルが急増しています。こうした被害から消費者を保護するために、「押し買い」を禁じた改正特定商取引法が平成25年2月に施行され、「訪問購入」のルールが変わりました。

## ◆訪問購入の新しいルール

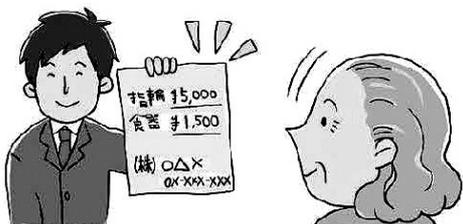
1. 突然自宅に押しかけて買い取りを勧誘する「飛び込み勧誘」は禁止です。また、一度取引を断った消費者への再勧誘も禁止です。



2. 勧誘に先立って、事業所名や勧誘する品物の種類などを明示しなければいけません。



3. 事業者は、物品の種類や特徴、購入価格、引渡し拒絶やクーリング・オフに関する事項などが記載された契約書面を交付しなければなりません。



4. 契約書面の交付から8日以内であれば、契約の申し込み撤回や契約の解除ができます(クーリング・オフ制度)。また、クーリング・オフ期間中は、物品の引渡しを拒むことができます。



## ◆被害に遭わないためには

- ・勝手に訪ねてくる業者は相手にしない。
- ・自分から業者を呼んだ場合は、家族などに同席してもらい、一人で対応しない。
- ・金額に納得できなかつたらキッパリ断る。
- ・業者の住所や電話番号、クーリング・オフ制度などが明記された「契約書面」を必ずもらう。
- ・クーリング・オフ期間中(8日間)は品物を手元に置いておき、本当に売るかどうか考える。(一度引き渡すと、原状回復は困難です)
- ・しつこい勧誘、強引な勧誘をうけたら、警察や消費生活センター、役場の消費生活相談窓口にご相談する。



## ◆相談連絡先

消費者ホットライン	☎0570-064-370
県民生活相談センター	☎277-1003
警察安全相談室	☎272-9110
役場環境経済課消費生活相談窓口	☎388-1301(専用電話)

(第1・第3月曜日は専門相談員による相談も行っています。〈16ページ参照〉)